

福井県報

号外第32号
平成30年
5月30日(水)
火・金曜日発行
1月1,800円郵送料共

目次

告示

- 海面に係る区画漁業および定置漁業の免許の内容たるべき事項の決定(二六〇・水産課).....|
- 内水面に係る区画漁業の免許の内容たるべき事項の決定(二六十一・回).....|

知 示

福井県告示第260号

漁業法(昭和24年法律第267号)第11条第1項の規定に基づき、海面に係る区画漁業および定置漁業の免許の内容たるべき事項、免許予定日、存続期間、申請期間および地元地区を次のとおり定めたので、同条第5項の規定により公示する。

平成30年5月30日
福井県知事 西川 一誠

区画漁業

- 1 免許予定日
平成30年9月1日
- 2 存続期間
平成30年9月1日から平成35年8月31日まで
- 3 申請期間
平成30年6月4日から同年7月20日まで
- 4 免許の内容たるべき事項および地元地区
公示番号 区第1号
(1) 免許の内容たるべき事項
ア 漁業の種類、名称および時期
種類 第1種区画漁業
名称 わかめおよびこんぶ養殖業
時期 10月1日から翌年5月31日まで
イ 漁場の位置

- 坂井市三国町崎地先
- ウ 漁場の区域
次の点(ア)、(イ)、(ウ)および(エ)を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域
(ア) 坂井市三国町崎地先飛島に設置された崎沖防波堤西端
(イ) (ア)から真方位180度130メートルの点
(ウ) (イ)から真方位90度80メートルの点
(エ) 坂井市三国町崎地先飛島東端
- (2) 地元地区
坂井市三国町崎
公示番号 区第2号
(1) 免許の内容たるべき事項
ア 漁業の種類、名称および時期
種類 第1種区画漁業
名称 はまち、たい、にじます、さくらますおよびぎんざけ小割式養殖業
時期 1月1日から12月31日まで
- イ 漁場の位置
福井市鷹巣地先
- ウ 漁場の区域
次の点(ア)、(イ)、(ウ)および(エ)を順次に結んだ線ならびに(ア)と(エ)を直線で結んだ線によって囲まれた区域
基点第1017号 福井市和布町地係(福井市漁業協同組合)に設置した標紙
(ア) 基点第1017号から真方位327.5度163メートルの点
(イ) (ア)から真方位320度12メートルの点
(ウ) (イ)から真方位233度40メー

- ルの点
(エ) (ウ)から真方位140度12メートルの点
- (2) 地元地区
福井市和布町
公示番号 区第3号
(1) 免許の内容たるべき事項
ア 漁業の種類、名称および時期
種類 第1種区画漁業
名称 わかめおよびほんだわら養殖業
時期 1月1日から12月31日まで
- イ 漁場の位置
福井市居倉地先
- ウ 漁場の区域
次の点(ア)、(イ)、(ウ)および(エ)を順次に結んだ線ならびに(ア)と(エ)を直線で結んだ線によって囲まれた区域
基点第33号 福井市蒲生町と同市居倉町の境界に設置した標柱
(ア) 基点第33号から真方位293度400メートルの点
(イ) 基点第33号から真方位293度650メートルの点
(ウ) 基点第33号から真方位274度30分790メートルの点
(エ) 基点第33号から真方位263度560メートルの点
- (2) 地元地区
福井市大味町、茶崎町、蒲生町および居倉町
公示番号 区第5号
(1) 免許の内容たるべき事項
ア 漁業の種類、名称および時期
種類 第1種区画漁業

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業の種類、名称および時期

種類 第1種区画漁業

名称 わかめ養殖業

時期 10月1日から翌年4月30日まで

イ 漁場の位置

大飯郡高浜町上瀬地先

ウ 漁場の区域

基点第399号、次の点(ア)、(イ)および基点第400号を順次に結んだ線ならびに基点399号と基点400号を直線で結んだ線によって囲まれた区域
基点第266号 大飯郡高浜町音海地先帯ヶ崎に設置した標柱

基点第398号 大飯郡高浜町音海地先道路ヶ鼻に設置した標柱

基点第399号 大飯郡高浜町上瀬地先赤崎に設置した標柱

基点第400号 大飯郡高浜町上瀬地先秀ヶ崎に設置した標柱

(ア) 基点第399号から基点第266号を見通す線上250メートルの点

(イ) 基点第400号から基点第398号を見通す線上250メートルの点

(2) 地元地区

大飯郡高浜町上瀬

公示番号 区第111号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業の種類、名称および時期

種類 第1種区画漁業

名称 ぶり、しまあじ、ふぐ、たい、さば、いさき、まはた、あじ、かんぱちおよびにじます小割

式養殖業

時期 1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置

大飯郡高浜町上瀬地先

ウ 漁場の区域

次の点(ア)、(イ)、(ウ)および(エ)を順次に結んだ線ならびに(ア)と(エ)を直線で結んだ線によって囲まれた区域

基点第399号 大飯郡高浜町上瀬地先赤崎に設置した標柱

基点第400号 大飯郡高浜町上瀬地先秀ヶ崎に設置した標柱

(ア) 基点第400号から基点第399号を見通す線上300メートルの点

(イ) 基点第400号から基点第399号を見通す線上100メートルの点

(ウ) 基点第400号から真方位255度160メートルの点

(エ) 基点第400号から真方位227度330メートルの点

(2) 地元地区

大飯郡高浜町上瀬

定置漁業

1 免許予定日

平成30年9月1日

2 存続期間

平成30年9月1日から平成35年8月31日まで

3 申請期間

平成30年6月4日から同年7月20日まで

4 免許の内容たるべき事項および地元地区

公示番号 定第1号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業の種類、名称および時期

種類 定置漁業

名称 ぶり定置漁業

時期 1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置

福井市長橋町地先

ウ 漁場の区域

基点第21号、次の点(ア)および(イ)を順次に結んだ線ならびに基点第21号と(イ)を直線で結んだ線によって囲まれた区域

基点第21号 福井市長橋町地先一本松に設置した標柱

(ア) 基点第21号から真方位313度1,500メートルの点

(イ) 基点第21号から真方位288度1,600メートルの点

(2) 地元地区

福井市免鳥町、浜住町、和布町、養町、松蔭町、長橋町、北菅生町および南菅生町

公示番号 定第2号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業の種類、名称および時期

種類 定置漁業

名称 ぶり定置漁業

時期 1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置

福井市菜崎町地先

ウ 漁場の区域

基点第28号、次の点(ア)、(イ)および基点第29号を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域

基点第28号 福井市菜崎町地先越知宮北に設置した標柱

基点第29号 福井市菜崎町地先上戸

崎に設置した標柱

(ア) 基点第28号から真方位288度2,300メートルの点

(イ) 基点第29号から真方位27度2,300メートルの点

(2) 地元地区

福井市菜崎町

公示番号 定第3号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業の種類、名称および時期

種類 定置漁業

名称 ぶり定置漁業

時期 1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置

丹生郡越前町小樟地先

ウ 漁場の区域

基点第41号、次の点(ア)、(イ)および基点第42号を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域

基点第41号 丹生郡越前町小樟地先ぶり岩に設置した標柱

基点第42号 丹生郡越前町小樟地先横島に設置した標柱

(ア) 基点第41号から真方位270度1,500メートルの点

(イ) 基点第42号から真方位249度1,550メートルの点

(2) 地元地区

丹生郡越前町小樟

公示番号 定第5号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業の種類、名称および時期

種類 定置漁業

名称 ぶり定置漁業

時期 1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置
丹生郡越前町米ノ地先

ウ 漁場の区域
基点第52号、次の点(ア)、(イ)、(ウ)、
(エ)、(オ)および(カ)を順次に結んだ線なら
びに基点第52号と(カ)を直線で結んだ
線によって囲まれた区域
基点第52号 丹生郡越前町米ノ地先
鎌岩に設置した標柱

(ア) 基点第52号から真方位263度
1, 040メートルの点

(イ) 基点第52号から真方位203度
1, 200メートルの点

(ウ) 基点第52号から真方位200度
1, 150メートルの点

(エ) 基点第52号から真方位225度
600メートルの点

(オ) 基点第52号から真方位225度
450メートルの点

(カ) 基点第52号から真方位200度
500メートルの点

(2) 地元地区
丹生郡越前町米ノ
公示番号 定第6号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業の種類、名称および時期
種類 定置漁業
名称 ぶり定置漁業
時期 1月1日から12月31日ま
で

イ 漁場の位置
南条郡南越前町糠地先

ウ 漁場の区域
基点第54号、次の点(ア)、(イ)、(ウ)、
(エ)、(オ)、(カ)、(キ)、(ク)および(ケ)を順次に
結んだ線ならびに基点第54号と(ケ)を
直線で結んだ線によって囲まれた区域

基点第54号 南条郡南越前町糠地先
二ツ岩に設置した標柱

(ア) 基点第54号から真方位253度
1, 100メートルの点

(イ) 基点第54号から真方位258度
1, 120メートルの点

(ウ) 基点第54号から真方位258度
1, 200メートルの点

(エ) 基点第54号から真方位253度
1, 200メートルの点

(オ) 基点第54号から真方位223度
1, 200メートルの点

(カ) 基点第54号から真方位223度
1, 100メートルの点

(キ) 基点第54号から真方位213度
1, 200メートルの点

(ク) 基点第54号から真方位208度
1, 200メートルの点

(ケ) 基点第54号から真方位218度
895メートルの点

(2) 地元地区
南条郡南越前町糠
公示番号 定第7号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業の種類、名称および時期
種類 定置漁業
名称 ぶり定置漁業
時期 1月1日から12月31日ま
で

イ 漁場の位置
南条郡南越前町甲楽城地先

ウ 漁場の区域
基点第56号、次の点(ア)、(イ)、(ウ)、
(エ)および(オ)を順次に結んだ線ならびに
基点第56号と(オ)を直線で結んだ線に
よって囲まれた区域
基点第56号 南条郡南越前町甲楽城

地先大礁に設置した標柱

(ア) 基点第56号から真方位253度
1, 320メートルの点

(イ) 基点第56号から真方位257度
1, 350メートルの点

(ウ) 基点第56号から真方位256度
40分1, 450メートルの点

(エ) 基点第56号から真方位253度
1, 420メートルの点

(オ) 基点第56号から真方位226度
1, 350メートルの点

(2) 地元地区
南条郡南越前町甲楽城
公示番号 定第8号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業の種類、名称および時期
種類 定置漁業
名称 ぶり定置漁業
時期 1月1日から12月31日ま
で

イ 漁場の位置
南条郡南越前町今泉地先

ウ 漁場の区域
基点第58号、次の点(ア)および(イ)を
順次に結んだ線ならびに基点第58号
と(イ)を直線で結んだ線によって囲まれ
た区域
基点第58号 南条郡南越前町今泉地
先たみ岩に設置した標
柱

(ア) 基点第58号から真方位249度
1, 380メートルの点

(イ) 基点第58号から真方位227度
1, 435メートルの点

(2) 地元地区
南条郡南越前町今泉および河野
公示番号 定第10号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業の種類、名称および時期
種類 定置漁業
名称 ぶり定置漁業
時期 1月1日から12月31日ま
で

イ 漁場の位置
南条郡南越前町河野地先

ウ 漁場の区域
基点第61号、次の点(ア)および(イ)を
順次に結んだ線ならびに基点第61号
と(イ)を直線で結んだ線によって囲まれ
た区域
基点第61号 南条郡南越前町河野地
先御前岩に設置した標柱

(ア) 基点第61号から真方位267度
1, 045メートルの点

(イ) 基点第61号から真方位243度
900メートルの点

(2) 地元地区
南条郡南越前町今泉および河野
公示番号 定第11号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業の種類、名称および時期
種類 定置漁業
名称 ぶり定置漁業
時期 1月1日から12月31日ま
で

イ 漁場の位置
敦賀市元比田地先

ウ 漁場の区域
基点第64号、次の点(ア)、(イ)および
(ウ)を順次に結んだ線ならびに基点第6
4号と(ウ)を直線で結んだ線によって囲
まれた区域
基点第64号 敦賀市元比田地先飛鳥
に設置した標柱

- (ア) 基点第64号から真方位273度
1, 450メートルの点
- (イ) 基点第64号から真方位252度
1, 450メートルの点
- (ウ) 基点第64号から真方位239度
400メートルの点
- (2) 地元地区
敦賀市元比田、大比田、横浜、杉津、
阿曾、拳野、五幡および江良
公示番号 定第12号
- (1) 免許の内容たるべき事項
- ア 漁業の種類、名称および時期
種類 定置漁業
名称 ぶり定置漁業
時期 1月1日から12月31日まで
- イ 漁場の位置
敦賀市五幡地先
- ウ 漁場の区域
次の点(ア)、(イ)、(ウ)および(エ)を順次に
結んだ線ならびに(ア)と(エ)を直線で結ん
だ線によって囲まれた区域
- (ア) 北緯35度42分39.452秒
、東経136度05分05.769
秒
- (イ) 北緯35度43分07.209秒
、東経136度04分44.971
秒
- (ウ) 北緯35度42分48.381秒
、東経136度04分27.785
秒
- (エ) 北緯35度42分36.979秒
、東経136度05分03.192
秒
- (2) 地元地区
敦賀市五幡
公示番号 定第13号

- (1) 免許の内容たるべき事項
- ア 漁業の種類、名称および時期
種類 定置漁業
名称 いわし定置漁業
時期 1月1日から12月31日ま
で
- イ 漁場の位置
敦賀市色浜地先
- ウ 漁場の区域
基点第82号、次の点(ア)および(イ)
を順次に結んだ線ならびに基点第82
号と(イ)を直線で結んだ線によって囲ま
れた区域
基点第82号 敦賀市色浜地先鈴ヶ岩
に設置した標柱
- (ア) 基点第82号から真方位98度4
00メートルの点
- (イ) 基点第82号から真方位46度4
00メートルの点
- (2) 地元地区
敦賀市色浜および浦底
公示番号 定第15号
- (1) 免許の内容たるべき事項
- ア 漁業の種類、名称および時期
種類 定置漁業
名称 ぶり定置漁業
時期 10月1日から翌年2月末日
まで
- イ 漁場の位置
敦賀市浦底地先
- ウ 漁場の区域
基点第87号、次の点(ア)、(イ)および
(ウ)を順次に結んだ線ならびに基点第8
7号と(ウ)を直線で結んだ線によって囲
まれた区域
基点第87号 敦賀市浦底地先池尻に
設置した標柱

- (ア) 基点第87号から真方位93度5
00メートルの点
- (イ) 基点第87号から真方位64度5
00メートルの点
- (ウ) 基点第87号から真方位3度50
メートルの点
- (2) 地元地区
敦賀市浦底および色浜
公示番号 定第16号
- (1) 免許の内容たるべき事項
- ア 漁業の種類、名称および時期
種類 定置漁業
名称 いわし定置漁業
時期 3月1日から9月30日まで
- イ 漁場の位置
敦賀市浦底地先
- ウ 漁場の区域
基点第87号、次の点(ア)、(イ)および
(ウ)を順次に結んだ線ならびに基点第8
7号と(ウ)を直線で結んだ線によって囲
まれた区域
基点第87号 敦賀市浦底地先池尻に
設置した標柱
- (ア) 基点第87号から真方位103度
800メートルの点
- (イ) 基点第87号から真方位68度8
00メートルの点
- (ウ) 基点第87号から真方位3度50
メートルの点
- (2) 地元地区
敦賀市浦底および色浜
公示番号 定第17号
- (1) 免許の内容たるべき事項
- ア 漁業の種類、名称および時期
種類 定置漁業
名称 ぶり定置漁業
時期 1月1日から12月31日ま

- で
- イ 漁場の位置
三方郡美浜町丹生地先
- ウ 漁場の区域
基点第97号、次の点(ア)、(イ)、(ウ)お
よび(エ)を順次に結んだ線ならびに基点
第97号と(エ)を直線で結んだ線によっ
て囲まれた区域
基点第97号 三方郡美浜町丹生地先
立壁岩に設置した標柱
- (ア) 基点第97号から真方位305度
800メートルの点
- (イ) 基点第97号から真方位297度
1, 400メートルの点
- (ウ) 基点第97号から真方位263度
1, 320メートルの点
- (エ) 基点第97号から真方位192度
100メートルの点
- (2) 地元地区
三方郡美浜町丹生
公示番号 定第18号
- (1) 免許の内容たるべき事項
- ア 漁業の種類、名称および時期
種類 定置漁業
名称 ぶり定置漁業
時期 1月1日から12月31日ま
で
- イ 漁場の位置
三方郡美浜町丹生地先
- ウ 漁場の区域
基点第98号、次の点(ア)、(イ)、(ウ)お
よび(エ)を順次に結んだ線ならびに基点
第98号と(エ)を直線で結んだ線によっ
て囲まれた区域
基点第98号 三方郡美浜町丹生地先
エビス岩に設置した標柱
- (ア) 基点第98号から真方位353度

100メートルの点
 (イ) 基点第98号から真方位279度
 1, 300メートルの点
 (ウ) 基点第98号から真方位256度
 1, 290メートルの点
 (エ) 基点第98号から真方位173度
 100メートルの点
 (2) 地元地区
 三方郡美浜町丹生
 公示番号 定第20号
 (1) 免許の内容たるべき事項
 ア 漁業の種類、名称および時期
 種類 定置漁業
 名称 ぶり定置漁業
 時期 1月1日から12月31日まで
 イ 漁場の位置
 三方郡美浜町菅浜地先
 ウ 漁場の区域
 基点第112号、次の点(ア)、(イ)および(ウ)を順次に結んだ線ならびに基点第112号と(ウ)を直線で結んだ線によって囲まれた区域
 基点第112号 三方郡美浜町菅浜地
 先沖ノ礁に設置した標柱
 (ア) 基点第112号から真方位13度
 150メートルの点
 (イ) 基点第112号から真方位291度30分1, 490メートルの点
 (ウ) 基点第112号から真方位273度1, 450メートルの点
 (2) 地元地区
 三方郡美浜町菅浜
 公示番号 定第21号
 (1) 免許の内容たるべき事項
 ア 漁業の種類、名称および時期

種類 定置漁業
 名称 ぶり定置漁業
 時期 1月1日から12月31日まで
 イ 漁場の位置
 三方郡美浜町菅浜地先
 ウ 漁場の区域
 基点第436号、次の点(ア)、(イ)および(ウ)を順次に結んだ線ならびに基点第436号と(ウ)を直線で結んだ線によって囲まれた区域
 基点第436号 三方郡美浜町菅浜地
 先城ヶ崎中の礁に設置した標柱
 (ア) 基点第436号から真方位287度2, 150メートルの点
 (イ) 基点第436号から真方位272度2, 100メートルの点
 (ウ) 基点第436号から真方位197度200メートルの点
 (2) 地元地区
 三方郡美浜町菅浜
 公示番号 定第22号
 (1) 免許の内容たるべき事項
 ア 漁業の種類、名称および時期
 種類 定置漁業
 名称 ぶり定置漁業
 時期 1月1日から12月31日まで
 イ 漁場の位置
 三方郡美浜町早瀬地先
 ウ 漁場の区域
 基点第130号、次の点(ア)および(イ)を順次に結んだ線ならびに基点第130号と(イ)を直線で結んだ線によって囲まれた区域
 基点第130号 三方郡美浜町日向と

同町早瀬の境界飯盛山
 鼻えぼし岩に設置した
 標柱
 (ア) 基点第130号から真方位20度
 1, 600メートルの点
 (イ) 基点第130号から真方位355度1, 600メートルの点
 (2) 地元地区
 三方郡美浜町早瀬および日向
 公示番号 定第23号
 (1) 免許の内容たるべき事項
 ア 漁業の種類、名称および時期
 種類 定置漁業
 名称 ぶり定置漁業
 時期 1月1日から12月31日まで
 イ 漁場の位置
 三方郡美浜町日向地先
 ウ 漁場の区域
 基点第559号、次の点(ア)および(イ)を順次に結んだ線ならびに基点第559号と(イ)を直線で結んだ線によって囲まれた区域
 基点第559号 三方郡美浜町日向地
 先四十礁に設置した標柱
 (ア) 基点第559号から真方位95度
 600メートルの点
 (イ) 基点第559号から真方位70度
 600メートルの点
 (2) 地元地区
 三方郡美浜町日向
 公示番号 定第25号
 (1) 免許の内容たるべき事項
 ア 漁業の種類、名称および時期
 種類 定置漁業
 名称 ぶり定置漁業

時期 1月1日から12月31日まで
 イ 漁場の位置
 三方郡美浜町日向地先
 ウ 漁場の区域
 基点第134号、次の点(ア)、(イ)および(ウ)を順次に結んだ線ならびに基点第134号と(ウ)を直線で結んだ線によって囲まれた区域
 基点第134号 三方郡美浜町日向地
 先さび岩に設置した標柱
 (ア) 基点第134号から真方位26度
 1, 440メートルの点
 (イ) 基点第134号から真方位1度1, 440メートルの点
 (ウ) 基点第134号から真方位273度100メートルの点
 (2) 地元地区
 三方郡美浜町日向
 公示番号 定第26号
 (1) 免許の内容たるべき事項
 ア 漁業の種類、名称および時期
 種類 定置漁業
 名称 ぶり定置漁業
 時期 1月1日から12月31日まで
 イ 漁場の位置
 三方郡美浜町日向地先
 ウ 漁場の区域
 基点第560号、次の点(ア)および(イ)を順次に結んだ線ならびに基点第560号と(イ)を直線で結んだ線によって囲まれた区域
 基点第560号 三方郡美浜町日向地
 先黒礁に設置した標柱
 (ア) 基点第560号から真方位95度

- 600メートルの点
 (イ) 基点第560号から真方位70度
 600メートルの点
- (2) 地元地区
 三方郡美浜町日向
 公示番号 定第27号
- (1) 免許の内容たるべき事項
- ア 漁業の種類、名称および時期
 種類 定置漁業
 名称 ぶり定置漁業
 時期 1月1日から12月31日まで
- イ 漁場の位置
 三方郡美浜町日向地先
- ウ 漁場の区域
 基点第499号、次の点(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)および基点第135号を順次に結んだ線ならびに基点第499号と基点135号を直線で結んだ線によって囲まれた区域
 基点第135号 三方郡美浜町日向地
 先長礁に設置した標柱
 基点第499号 三方郡美浜町日向地
 先すぐ礁に設置した標柱
- (ア) 基点第135号から真方位41度
 1,800メートルの点
 (イ) 基点第135号から真方位21度
 1,650メートルの点
 (ウ) 基点第135号から真方位358度
 1,400メートルの点
 (エ) 基点第135号から真方位273度
 150メートルの点
- (2) 地元地区
 三方郡美浜町日向
 公示番号 定第28号
- (1) 免許の内容たるべき事項

- ア 漁業の種類、名称および時期
 種類 定置漁業
 名称 ぶり定置漁業
 時期 1月1日から12月31日まで
- イ 漁場の位置
 三方郡美浜町日向地先
- ウ 漁場の区域
 次の基点第561号、(ア)および(イ)を順次に結んだ線ならびに基点第561号と(イ)を直線で結んだ線によって囲まれた区域
 基点第561号 三方郡美浜町日向地
 先子持岩に設置した標柱
- (ア) 基点第561号から真方位45度
 300メートルの点
 (イ) 基点第561号から真方位20度
 300メートルの点
- (2) 地元地区
 三方郡美浜町日向
 公示番号 定第30号
- (1) 免許の内容たるべき事項
- ア 漁業の種類、名称および時期
 種類 定置漁業
 名称 ぶり定置漁業
 時期 1月1日から12月31日まで
- イ 漁場の位置
 三方郡美浜町日向地先
- ウ 漁場の区域
 基点第499号、次の点(ア)、(イ)、(ウ)および基点第135号を順次に結んだ線ならびに基点第499号と基点135号を直線で結んだ線によって囲まれた区域
 基点第135号 三方郡美浜町日向地

- 先長礁に設置した標柱
 基点第499号 三方郡美浜町日向地
 先すぐ礁に設置した標柱
- (ア) 基点第135号から真方位20度
 2,025メートルの基点
 (イ) 基点第135号から真方位355度
 1,900メートルの点
 (ウ) 基点第135号から真方位273度
 150メートルの点
- (2) 地元地区
 三方郡美浜町日向
 公示番号 定第31号
- (1) 免許の内容たるべき事項
- ア 漁業の種類、名称および時期
 種類 定置漁業
 名称 ぶり定置漁業
 時期 1月1日から12月31日まで
- イ 漁場の位置
 三方上中郡若狭町常神地先
- ウ 漁場の区域
 基点第140号、次の点(ア)、(イ)、(ウ)、基点第141号および(キ)を順次に結んだ線と御神島最大高潮時海岸線によって囲まれた区域ならびに基点第141号、(エ)、(オ)および(カ)を順次に結ぶ線ならびに基点第141号と(カ)を直線で結んだ線によって囲まれた区域
 基点第140号 三方上中郡若狭町常神地先御神島須崎礁に設置した標柱
 基点第141号 三方上中郡若狭町常神地先御神島かごめどまりに設置した標柱
 基点第354号 三方上中郡若狭町常神地先トチ礁に設置し

- た標柱
- (ア) 基点第140号から真方位228度
 280メートルの点
 (イ) 基点第140号から真方位210度
 640メートルの点
 (ウ) 基点第140号から真方位165度
 740メートルの点
 (エ) 基点第141号から真方位83度
 590メートルの点
 (オ) 基点第141号から真方位63度
 650メートルの点
 (カ) 基点第141号から真方位28度
 200メートルの点
 (キ) 基点第354号から真方位261度の線と御神島最大高潮時海岸線との交点(三方上中郡若狭町常神地先御神島南端)
- (2) 制限または条件
 12月16日から翌年3月15日までの間は基点第141号、(エ)、(オ)および(カ)を順次に結ぶ線ならびに基点第141号と(カ)を直線で結んだ線によって囲まれた区域に漁具を敷設してはならない。
- (3) 地元地区
 三方上中郡若狭町常神
 公示番号 定第32号
- (1) 免許の内容たるべき事項
- ア 漁業の種類、名称および時期
 種類 定置漁業
 名称 ぶり定置漁業
 時期 1月1日から12月31日まで
- イ 漁場の位置
 三方上中郡若狭町神子地先
- ウ 漁場の区域
 基点第153号、次の点(ア)、(イ)および(ウ)を順次に結んだ線ならびに基点第

153号と(ウ)を直線で結んだ線によって囲まれた区域

基点第153号 三方上中郡若狭町神子地先牛ヶ鼻に設置した標柱

(ア) 基点第153号から真方位252度810メートルの点

(イ) 基点第153号から真方位218度810メートルの点

(ウ) 基点第153号から真方位133度100メートルの点

(2) 地元地区

三方上中郡若狭町神子

公示番号 定第33号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業の種類、名称および時期

種類 定置漁業

名称 ぶり定置漁業

時期 1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置

三方上中郡若狭町小川地先

ウ 漁場の区域

基点第413号、次の点(ア)、(イ)および(ウ)を順次に結んだ線ならびに基点第413号と(ウ)を直線で結んだ線によって囲まれた区域

基点第413号 三方上中郡若狭町小川地先山伏礁に設置した標柱

(ア) 基点第413号から真方位258度605メートルの点

(イ) 基点第413号から真方位213度620メートルの点

(ウ) 基点第413号から真方位90度50メートルの点

(2) 地元地区

三方上中郡若狭町小川

公示番号 定第35号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業の種類、名称および時期

種類 定置漁業

名称 ぶり定置漁業

時期 1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置

三方上中郡若狭町遊子地先

ウ 漁場の区域

基点第164号、次の点(ア)および(イ)

を順次に結んだ線ならびに基点第164号と(イ)を直線で結んだ線によって囲まれた区域

基点第164号 三方上中郡若狭町遊子地先ほうじ礁に設置した標柱

(ア) 基点第164号から真方位204度420メートルの点

(イ) 基点第164号から真方位161度420メートルの点

(2) 地元地区

三方上中郡若狭町遊子

公示番号 定第36号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業の種類、名称および時期

種類 定置漁業

名称 ぶり定置漁業

時期 1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置

小浜市田鳥地先

ウ 漁場の区域

基点第556号、次の点(ア)および(イ)を順次に結んだ線ならびに基点第556号と(イ)を直線で結んだ線によって囲

まれた区域

基点第556号 小浜市田鳥地先獅子崎岩に設置した標柱

(ア) 基点第556号から真方位339度910メートルの点

(イ) 基点第556号から真方位305度910メートルの点

(2) 地元地区

三方上中郡若狭町世久見および小浜市田鳥

公示番号 定第37号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業の種類、名称および時期

種類 定置漁業

名称 ぶり定置漁業

時期 1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置

小浜市西小川地先

ウ 漁場の区域

基点第562号、次の点(ア)、(イ)および(ウ)を順次に結んだ線ならびに基点第562号と(ウ)を直線で結んだ線によって囲まれた区域

基点第562号 小浜市西小川地先かぶと岩に設置した標柱

(ア) 基点第562号から真方位191度100メートルの点

(イ) 基点第562号から真方位75度450メートルの点

(ウ) 基点第562号から真方位11度500メートルの点

(2) 地元地区

小浜市西小川

公示番号 定第38号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業の種類、名称および時期

種類 定置漁業

名称 ぶり定置漁業

時期 1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置

小浜市西小川地先

ウ 漁場の区域

基点第601号、次の点(ア)および(イ)を順次に結んだ線ならびに基点第601号と(イ)を直線で結んだ線によって囲まれた区域

基点第601号 小浜市西小川地先たみ礁に設置した標柱

(ア) 基点第601号から真方位50度600メートルの点

(イ) 基点第601号から真方位5度600メートルの点

(2) 地元地区

小浜市西小川

公示番号 定第50号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業の種類、名称および時期

種類 定置漁業

名称 ぶり定置漁業

時期 1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置

小浜市宇久地先

ウ 漁場の区域

基点第563号、次の点(ア)および(イ)を順次に結んだ線ならびに基点第563号と(イ)を直線で結んだ線によって囲まれた区域

基点第563号 小浜市宇久地先七蛇の鼻北方に設置した標柱

(ア) 基点第563号から真方位70度

- 520メートルの点
 (イ) 基点第563号から真方位0度600メートルの点
- (2) 地元地区
 小浜市宇久
 公示番号 定第51号
- (1) 免許の内容たるべき事項
 ア 漁業の種類、名称および時期
 種類 定置漁業
 名称 ぶり定置漁業
 時期 1月1日から12月31日まで
- イ 漁場の位置
 小浜市泊地先
- ウ 漁場の区域
 基点第181号、次の点(ア)、(イ)および(ウ)を順次に結んだ線ならびに基点第181号と(ウ)を直線で結んだ線によって囲まれた区域
 基点第181号 小浜市泊地先猪礁に設置した標柱
- (ア) 基点第181号から真方位341度975メートルの点
 (イ) 基点第181号から真方位305度975メートルの点
 (ウ) 基点第181号から真方位183度175メートルの点
- (2) 地元地区
 小浜市泊
 公示番号 定第52号
- (1) 免許の内容たるべき事項
 ア 漁業の種類、名称および時期
 種類 定置漁業
 名称 ぶり定置漁業
 時期 1月1日から12月31日まで
- イ 漁場の位置

- 小浜市泊地先
- ウ 漁場の区域
 次の点(ア)、(イ)、(ウ)および(エ)を順次に結んだ線ならびに(ア)と(エ)を直線で結んだ線によって囲まれた区域
- (ア) 北緯35度33分08.496秒、東経135度41分42.498秒
 (イ) (ア)から真方位341度975メートルの点
 (ウ) (ア)から真方位301度995メートルの点
 (エ) (ア)から真方位227度53メートルの点
- (2) 地元地区
 小浜市泊
 公示番号 定第53号
- (1) 免許の内容たるべき事項
 ア 漁業の種類、名称および時期
 種類 定置漁業
 名称 ぶり定置漁業
 時期 1月1日から12月31日まで
- イ 漁場の位置
 大飯郡おおい町大島地先
- ウ 漁場の区域
 基点第241号、次の点(ア)、(イ)および(ウ)を順次に結んだ線ならびに基点第241号と(ウ)を直線で結んだ線によって囲まれた区域
 基点第241号 大飯郡おおい町大島地先水尻に設置した標柱
- (ア) 基点第241号から真方位0度400メートルの点
 (イ) 基点第241号から真方位340度1.680メートルの点

- (ウ) 基点第241号から真方位322度1.670メートルの点
- (2) 地元地区
 大飯郡おおい町大島
 公示番号 定第55号
- (1) 免許の内容たるべき事項
 ア 漁業の種類、名称および時期
 種類 定置漁業
 名称 ぶり定置漁業
 時期 1月1日から12月31日まで
- イ 漁場の位置
 大飯郡おおい町大島地先
- ウ 漁場の区域
 基点第430号、次の点(ア)、(イ)および(ウ)を順次に結んだ線ならびに基点第430号と(ウ)を直線で結んだ線によって囲まれた区域
 基点第430号 大飯郡おおい町大島地先添の浜の西詰に設置した標柱
- (ア) 基点第430号から真方位337度1.950メートルの点
 (イ) 基点第430号から真方位323度1.950メートルの点
 (ウ) 基点第430号から真方位311度600メートルの点
- (2) 地元地区
 大飯郡おおい町大島
 公示番号 定第56号
- (1) 免許の内容たるべき事項
 ア 漁業の種類、名称および時期
 種類 定置漁業
 名称 ぶり定置漁業
 時期 1月1日から12月31日まで
- イ 漁場の位置

- 大飯郡高浜町和田地先
- ウ 漁場の区域
 基点第245号、次の点(ア)、(イ)および(ウ)を順次に結んだ線ならびに基点第245号と(ウ)を直線で結んだ線によって囲まれた区域
 基点第245号 大飯郡高浜町和田地先たて礁に設置した標柱
- (ア) 基点第245号から真方位49度100メートルの点
 (イ) 基点第245号から真方位328度1.780メートルの点
 (ウ) 基点第245号から真方位312度1.760メートルの点
- (2) 地元地区
 大飯郡高浜町和田
 公示番号 定第57号
- (1) 免許の内容たるべき事項
 ア 漁業の種類、名称および時期
 種類 定置漁業
 名称 ぶり定置漁業
 時期 1月1日から12月31日まで
- イ 漁場の位置
 大飯郡高浜町和田地先
- ウ 漁場の区域
 基点第328号、次の点(ア)、(イ)および(ウ)を順次に結んだ線ならびに基点第328号と(ウ)を直線で結んだ線によって囲まれた区域
 基点第246号 大飯郡高浜町和田地先うのくそ礁に設置した標柱
 基点第328号 大飯郡高浜町和田地先三ツ礁に設置した標柱

- (ア) 基点第328号から真方位349度2,255メートルの点
- (イ) 基点第328号から真方位335度2,380メートルの点
- (ウ) 基点第328号から基点第246号を見通す線上330メートルの点

(2) 地元地区

大飯郡高浜町和田

公示番号 定第58号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業の種類、名称および時期

種類 定置漁業

名称 いわし定置漁業

時期 1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置

大飯郡高浜町音海地先

ウ 漁場の区域

基点第261号、次の点(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)および(オ)を順次に結んだ線ならびに基点第261号と(オ)を直線で結んだ線によって囲まれた区域

基点第260号 大飯郡高浜町音海地先風島南端に設置した標柱

基点第261号 大飯郡高浜町音海地先沖まくりに設置した標柱

(ア) 基点第260号から真方位113度250メートルの点

(イ) 基点第260号から真方位91度1,000メートルの点

(ウ) 基点第260号から真方位55度950メートルの点

(エ) 基点第260号から真方位51度30分845メートルの点

(オ) 基点第260号から真方位91度

150メートルの点

(2) 地元地区

大飯郡高浜町事代、塩土および音海

公示番号 定第60号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業の種類、名称および時期

種類 定置漁業

名称 ぶり定置漁業

時期 1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置

大飯郡高浜町音海地先

ウ 漁場の区域

基点第262号、次の点(ア)、(イ)、(ウ)および(エ)を順次に結んだ線ならびに基点第262号と(エ)を直線で結んだ線によって囲まれた区域

基点第262号 大飯郡高浜町音海地先小礁に設置した標柱

(ア) 基点第262号から真方位86度700メートルの点

(イ) 基点第262号から真方位81度1,300メートルの点

(ウ) 基点第262号から真方位43度1,300メートルの点

(エ) 基点第262号から真方位38度700メートルの点

(2) 地元地区

大飯郡高浜町事代、塩土および音海

公示番号 定第61号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業の種類、名称および時期

種類 定置漁業

名称 ぶり定置漁業

時期 1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置

大飯郡高浜町上瀬地先

ウ 漁場の区域

基点第285号、次の点(ア)、(イ)および基点第286号を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域

基点第285号 大飯郡高浜町上瀬地先眼浦に設置した標柱

基点第286号 大飯郡高浜町上瀬地先甲ヶ崎に設置した標柱

(ア) 基点第285号から真方位103度390メートルの点

(イ) 基点第286号から真方位80度390メートルの点

(2) 地元地区

大飯郡高浜町上瀬

福井県告示第261号

漁業法(昭和24年法律第267号)第11条第1項の規定に基づき、内水面に係る区画漁業の免許の内容たるべき事項、免許予定日、存続期間、申請期間および地元地区を次のとおり定めたので、同条第5項の規定により公示する。

平成30年5月30日

福井県知事 西川 一誠

区画漁業

1 免許予定日

平成30年9月1日

2 存続期間

平成30年9月1日から平成35年8月31日まで

3 申請期間

平成30年6月4日から同年7月20日まで

4 免許の内容たるべき事項および地元地区

公示番号 内区第1号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業の種類、名称および時期

種類 第2種区画漁業

名称 こいおよびふな養殖業

時期 1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置

三方上中郡若狭町鳥浜地先

ウ 漁場の区域

基点第34号、次の点(ア)および(イ)を順次に結んだ線と(イ)の西方の陸岸によって囲まれた区域

基点第33号 三方上中郡若狭町鳥浜第128号藤ヶ崎7番地に設置した標柱

基点第34号 三方上中郡若狭町鳥浜第128号藤ヶ崎2の1番地に設置した標柱

(ア) 基点第34号から真方位80度320メートルの点

(イ) 基点第33号から真方位78度の線と陸岸との交点

(2) 地元地区

三方上中郡若狭町鳥浜

公示番号 内区第11号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業の種類、名称および時期

種類 第1種区画漁業

名称 こい、ふなおよびうなぎ小割式養殖業

時期 1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置

三方上中郡若狭町鳥浜地先

ウ 漁場の区域

基点第50号、次の点(ア)、(イ)、(ウ)お